

○奈良県警察被害者支援推進委員会設置要綱の制定について

(平成8年3月15日例規第12号)

[沿革] 平成8年12月例規第45号、9年5月第24号、11年3月第8号、12年3月第13号、13年4月第17号、15年2月第6号、16年3月第17号、20年3月第25号、21年3月第5号、25年3月第10号、26年2月第5号、3月第10号、27年2月第2号、28年2月第4号、29年3月第6号改正

この度、警察庁から「被害者対策要綱の制定について（平成8年2月1日付け警察庁乙官発第3号ほか）」が示達されたことに伴い、奈良県警察における被害者対策を総合的かつ効果的に推進するため、別記のとおり「奈良県警察被害者対策推進委員会設置要綱」を定め、平成8年3月19日から実施することとしたので、適正に運用されたい。

別記

奈良県警察被害者支援推進委員会設置要綱

第1 設置

奈良県警察本部に、奈良県警察被害者支援推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 任務

委員会は、奈良県警察における被害者支援（犯罪（刑事事件として立件されていない犯罪及び犯罪に類する行為を含む。）の被害者又はその遺族の被害の回復又は軽減を図るとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することをいう。以下同じ。）の実施に関し、その推進状況を把握し、必要な調整を行うことを任務とする。

第3 組織

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、その構成は次のとおりとする。

- (1) 委員長 警務部長
- (2) 副委員長 警務部参事官
- (3) 委員 会計課長

警務課長

県民サービス課長

県民サービス課犯罪被害者支援室長

教養課長

生活安全企画課長

人身安全対策課長

地域課長
少年課長
生活環境課長
刑事企画課長
捜査第一課長
組織犯罪対策課長
交通企画課長
交通指導課長
警備第一課長

第4 委員長の職務

- 1 委員長は、委員会を総括し、委員会を代表する。
- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

第5 委員会の運営

- 1 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

第6 幹事会

- 1 委員会の下に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、被害者支援を推進するに当たって、委員長が命ずる事項について調査、研究等を行うものとする。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織し、その構成は次のとおりとする。

- (1) 幹事長 県民サービス課長
- (2) 副幹事長 県民サービス課犯罪被害者支援室長
- (3) 幹事 会計課課長補佐（予算担当）

警務課課長補佐（企画第一担当）

県民サービス課犯罪被害者支援室室長補佐（犯罪被害者支援担当）

県民サービス課課長補佐（広報・広聴担当）

教養課課長補佐（教養企画担当）

生活安全企画課課長補佐（企画指導担当）

人身安全対策課課長補佐（企画担当）

地域課課長補佐（企画担当）

少年課課長補佐（企画指導担当）

生活環境課課長補佐（特捜第一担当）

刑事企画課課長補佐（企画担当）

捜査第一課課長補佐（企画指導担当）

組織犯罪対策課課長補佐（暴排行政担当）

交通企画課課長補佐（企画担当）

交通指導課課長補佐（交通捜査第一担当）

警備第一課課長補佐（企画担当）

4 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。

5 幹事長に事故あるときは、副幹事長がその職務を代行する。

6 幹事長は、幹事会において調査、研究等を行った結果について、委員長に報告しなければならない。

第7 庶務

委員会及び幹事会の庶務は、県民サービス課において行う。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

第9 警察署の体制

警察署にあっては、警察署における被害者支援の施策の検討及び推進を図るため、委員会の組織に準じた警察署被害者支援推進委員会を設置するものとする。